

(株券廃止会社への移行に関する Q&A)

質問 1. 株券廃止会社とはなんですか？

回答：株券を発行する旨の定款の定めを廃止する（株券を発行しない）会社のことをいいます。

質問 2. 株券が廃止されると株主としての権利に変更があるのですか？

回答：株主様の有する株式の内容につきましては、これまでと何等変わることはございません。今後は当社の管理する株主名簿の記載に従い、当社に対し権利を行使いただくこととなります。

質問 3. 株券廃止会社への移行に伴い、株主として手続きすることがありますか？

回答：当社からの第 146 期定時株主総会のご案内がお手元に届きました株主様におかれましては、株主名簿に記載済みと存じますので、株券廃止会社への移行に伴うお手続きは一切不要です。株主総会の案内は、問題なく受け取ることができます。

質問 4. 手元にある株券はどうしたらいいのですか？

回答：回収は致しませんので、株主様で処分をお願いいたします。不正に利用されることを防止するため、ハサミまたはシュレッダー等で使用不能な状態にして確実な処分をお願いします。処分にお困りの方につきましては、当社で処分することもありますので本社総務課までご郵送ください。

質問 5. 今後、株券を譲渡する場合の手続きはどうしたらいいですか？

回答：株式を譲渡される方と譲受される方が共同（お二人のご署名とお届け印でのご捺印が必要となります。）で株主名義書換の請求を行っていただく必要があります。お手続きは当社総務課にて行っておりますので、お問い合わせください。

質問 6. 相続など前の名義人と共同で名義書換の手続きができない場合はどうしたらいいのでしょうか？

回答：必要な書類（相続関係を証明する全部事項証明書など）を添えて手続きを行っていただく必要があります。当社総務課までお問い合わせください。

質問 7. 株券の現物を持って行けば譲渡人がいなくても名義書換はできますか？

回答：申し訳ありませんができません。

質問 8. 株主名簿記載済みの株主かどうかはどのようにしてわかるのですか？

質問 9. 株主であることの証明書がほしい場合はどうしたらいいのでしょうか？

回答：株主様には、株主総会のご案内をお送りさせていただきますが「株主名簿の記載に関する証明書（会社法第 122 条に基づくもの）」の発行を必要とされる場合は、当社にご連絡いただければ発行いたします。

質問 10. 株券を所有しているのですが、自分名義になっていません（いわゆる失念株主様）。その場合、名義書換をするにはどうしたらいいのでしょうか？

質問 11. 名義書換をしていない株券を紛失した場合はどうしたらよいのでしょうか？

回答：株主名簿の名義書換が完了していない株主（失念株主）様におかれましては、株券廃止期日までに名義書換をされなかった場合でも、株主としての権利を直ちに失うわけではありません。株券自体は不要ですが、株主名簿上に名義が記載されておりませんと、株主としての権利を当社や第三者に主張することはできなくなります（会社法 130 条など）。速やかに名義書換手続きをしていただきますようお願いいたします。

質問 12. 住所を変更したいのですが、どこに届けばよいのでしょうか？

質問 13. 結婚で姓が変わりました。手続きはどうしたらよいのでしょうか？

回答：当社総務課までご連絡下さい。

質問 14. なぜ株券を廃止するのですか？

回答：株券をお手元等で保管することによる紛失、盗難等のリスクを回避することに加え、株式事務の効率化及び合理化ならびに株券取扱いに係る事務費用を削減することによって株主様の利益に資すると判断し、株券を廃止することにいたしました。

質問 15. なぜ今廃止するのですか？

回答：現在の会社法は平成 18 年に施行され、株券不発行が原則となりました。当社は旧商法に基づき株券を発行しておりましたが、近年、相続・譲渡の申請が増加しており、その都度、株券に関するお問い合わせの機会が増えております。早急な対応が必要と考え、第 146 期定時株主総会の議案に株券廃止の提案をさせていただきました。